

**乙訓圏域障がい者自立支援協議会**  
**令和5年度 第3回就労支援部会 会議録**

**日 時** 令和5年10月24日（火）13：30～15：10

**場 所** 乙訓保健所 講堂

**出席者** 13名

就労移行支援事業所ステージ、しょうがい者就業・生活支援センターアイリス、乙訓障害者支援事業所連絡協議会（2）、京都府立向日が丘支援学校（2）、京都七条公共職業安定所障害者職業相談室、乙訓地域商工会広域連携協議会、乙訓の障がい者福祉を進める連絡会、乙訓保健所福祉課、向日市障がい者支援課（1）、長岡京市障がい福祉課、大山崎町福祉課

**欠席者** 2名

乙訓やよい会、向日市障がい者支援課（1）

**事務局** 3名

**傍聴者** 1名

**配布資料** ・次第

- ・一般就労への促進に向けた勉強会 実施要項（案）
- ・小冊子「障がいのある方の就労促進に向けて」

**会議概要**

**事務局** ・向日市が人事異動の関係で田中委員から岡本委員に変更になった。よろしくお願ひしたい。

**1 一般就労への促進に向けた勉強会及び資料について**

**参考資料**：小冊子「障がいのある方の就労促進に向けて」

**部会長** ・前回までに、就労に向けた中でわかりやすい資料みたいなものが作れたらということで、それをどのように周知していくのかという話をしていた。

- ・意見を元に作ったものが「障がいのある方の就労促進に向けて」という冊子になる。

これを用いた形で障がい者の就労に向けての機関の紹介、どういう流れで進むのか等の勉強会をできればと思っている。

**委員** ・小冊子の「障がい者雇用に関わる制度」という項目で「職業評価」は京都障害者職業センター（以下、「職業センター」という。）でやっているものだろうか。

**副部会長** ・そうである。

**委員** ・この文章を読んで、どこでやってくれるのかと思われる方がいるかもしれない。

どこでやっているのかを書くことはできないのだろうか。

委員 ・小冊子の「就職・定着するまでの流れ」という項目で、「職業評価」は地域障害者職業センターに書いてあるが、「職業評価」を説明するなら、相談先がどこなのか書いた方がわかりやすいと思う。

・「トライアル雇用」の制度だが、その中に「障害者トライアルコース」や「障害者短時間トライアルコース」等いくつか種類がある。「一般のトライアルコース」もある。対象者がそれぞれ決められている。例えば「障害者トライアルコース」だと原則3か月のところが原則6か月から12か月と期間が変わる。精神障がい者以外の障がい者の場合は原則3か月である。それぞれの障がいの状況によって期間も変わるので、その辺りもうまく表現ができれば良いように思う。

委員 ・はじめに用語の説明で「就労移行支援事業所」がある。教科書通りの表現だとこのようになると思う。「本人に見合った職場への就職と定着を目指して行われるサービス事業所」とあるが、サービスの中身についての情報が必要なのだと思う。事業所によってサービスはばらばらで個別の違いはあると思うが、一般的に就労移行支援事業所はこういうことをするという程度の中身が全く触れられていないので、どうなのかなと思った。

部会長 ・実際にどういうことをするのかというのは次のページの見開きがイメージされると思う。

委員 ・その次の見開きで「就労移行支援」があり、「基礎訓練期」、「実践的訓練期」とある。そこでどういうことをするのが、前段の用語説明でも、ここでもイメージがわからない。予備知識がなければ、ここでまずわからないように思う。

委員 ・就労移行支援事業所には色々あり、このように進んでいくのが一般的なのだと思う。細かすぎるとあてはまらないところが出てくるように思う。

委員 ・学習会を前提として、このような用語の理解が埋められるなら問題はないように思う。ただ、単に啓発用に配布されて、学習会もなしに予備知識のない人に渡った時にどうなのかなと思った。

部会長 ・学習会をしなければ、これだけを渡されても私達にも具体的にはわからないし、知らせようと思っている人にもわからないと思っている。この小冊子の中身を伝える機会がないといけないと思っている。この小冊子と学習会はセットで考えている。

委員 ・この小冊子を置いておいて、勝手に持ち帰ってもらうようなことはないということだろうか。

部会長 ・今のところ考えてはいない。とりあえず、一回学習会をしてからと考えている。自由に持ち帰ってもらうようにするのであれば、もう少し情報を入れないといけない部分もあると思う。

委員 ・基礎訓練だったらどんなことが必要なのか等、事例を通じた学習で埋められたら良いと思う。

委員 ・わかりやすい文言にはできると思う。

・基礎訓練期、実践的訓練期と分かれているが、スパイラルでまた基礎に戻ったりするので、分けなくても良いかもしれない。

委員 ・この小冊子は就労について考えてほしいという入口のものだろうか。学校では制度的なことをほぼ網羅した冊子を内部的に作っている。ただ、28ページもあり簡単には読めない。これをどう使っていくのかが議論の中心になった方が、中身をどう詰めていったら良いかが見えてくるのではないかなと思っている。こういう疑問があればこういうところに聞く等、導きがあれば活きるのではないだろうか。

- 委員 ・制度も変わってくるだろうから、どんどんブラッシュアップしていても良いかもしれない。
- 部会長 ・情報をたくさん入れすぎると文字が多くなり、読む気がなくなるということもあると思う。  
簡易なところで言葉だけでも拾えて、連絡先がわかる方が支援者はやりやすいように思う。  
・学習会は次の部会の時間を使って行いたいと思っている。学習会の部分は知りたい方に参加していただき、その後に部会の議論をする形にしたいと思っている。この内容を説明していただけるハローワークやしょうがい者就業・生活支援センターアイリス（以下、「アイリス」という。）、職業相談室の方に来ていただき制度説明等をお願いしたいと思っている。就労継続支援 A 型（以下、「就 A」という。）や就労継続支援 B 型（以下、「就 B」という。）の事業所の職員や就労移行支援の職員、相談支援専門員の方にも知っていただきたいので、参加していただきたいと思う。  
1月で日程調整していきたい。
- 副部会長 ・1月12日の午前、1月19日の午前のどちらかをお願いしていこうと思う。  
・ハローワーク、職業センター、京都ジョブパーク（以下、「ジョブパーク」という。）、アイリスの方に説明してもらおう予定である。
- 部会長 ・小冊子に書いてあることやどういう支援ができるのか、どういう制度が使えるか等の説明をお願いしたいと思う。
- 副部会長 ・具体的にはどんな支援をしているのかと対象者について説明をお願いしたい。
- 部会長 ・実際に相談をしたい時に、どこにどういう風に相談をしたら良いか等も聞ければと思う。
- 事務局 ・前回の部会で配った一覧表「一般就労に向けて ご本人・支援者向け」は使うだろうか。
- 部会長 ・学習会での資料として使わせてもらおうと思う。
- 委員 ・その資料の中で「訓練をうけたい」という項目があり、ここで言う「訓練」はどこまでを言っているのだろうか。種類が色々あり、ハローワークからも訓練の受講指示や支援指示をしている。府立学校やポリテクセンター京都（以下、「ポリテクセンター」という。）等が行っている訓練の申し込み先がハローワークになっている。相談のうえで訓練の必要性を判断し、願書を受け付ける作業をしている。そういう意味では「訓練をうけたい」のところに○が付くように思うが、意味が違う「訓練」になるのだろうか。
- 委員 ・「職業評価」もハローワークを通して依頼していることになるのだろうか。
- 委員 ・直接の評価の依頼もできるようだが、多くは職業相談の中で段階によって評価してみようという時に評価を受けてもらっている。「職業評価」の依頼をハローワークから障害者職業センターにお願いすることは多い。
- 委員 ・欄外等にハローワークがそういう窓口になるようなサービスということで、書き出しをしておいた方が良いように思う。
- 部会長 ・この辺りはハローワークが窓口になっているという書き方を枠の中に入れるのか、どちらかだと思う。
- 委員 ・職業訓練校が相談機関として挙がっているが、ここは入校しないといけない施設である。区別して表現した方が良いと思う。
- 委員 ・表にするとわかりにくい。ハローワークが訓練をひとりひとりに対してやっているわけではない。その判断をしながら受講案内をしたり、例えば雇用保険の受給資格がある人であれば雇用保険の失業認定の特例みたいな形で訓練を受けることで認定が受けられるようなシステムがあ

ったりする。その様な手続き等をしている。その訓練に行っている途中でも職業相談にはハローワークに来てもらい相談をして、また訓練に戻ってもらう形で行き来しているような状況である。表現が難しいように思う。

委員 ・これを見て訓練をして力をつけたいと思った時に、ジョブパークに電話したら答えてくれるのだろうか。

委員 ・見学会等があるのでそこに来てもらって内容を見てもらい、それで良ければ、受けたいのであればハローワークに相談してもらうことになる。

委員 ・それが二重になると嫌になってやめてしまうように思う。

委員 ・ハローワークの中でも訓練機関にいくつか来てもらい、訓練についてこんなことをそれぞれやっているという説明会みたいなこともやっている。そこにまず来てもらい、話を聞いてもらって参考にしてもらうようなことをやっている。

部会長 ・ハローワークが窓口となってやってくれることの幅が広く、どれにも掛かってきて説明するのが難しいところがある。

委員 ・一般の利用者からすると、ここに行けばどこか紹介してくれるという窓口が1個あればそれで良いと思う。そうすると、そこの1個が大変になると思う。

委員 ・ハローワークはまず登録するというイメージだが、一次相談窓口として障がい者が登録なしで訓練や実習の相談ができる窓口はあるのだろうか。

委員 ・それは登録は必要だが、アイリスではないだろうか。

副部会長 ・登録前に相談があり、即就職を斡旋してほしいということであればハローワークをお勧めしている。

委員 ・市町の窓口に来られる方はいるのだろうか。

委員 ・移行支援事業所に見学に行き、事業所と話を進めていたら市役所に行ってくれと言われて来ましたと言って来ることはある。仕事を探していると直接的なのはほとんどないように思う。

委員 ・少ないけれど、たまにある。障がい者向けの企業が集まる説明会がないか聞かれたり、役場で雇用はしていないか等の相談があったことはある。

委員 ・総合相談みたいなのはある。一通り説明する中で、ハローワークに行けそうな方はそちらを勧めたり、前段階が必要そうな方にはなるべく福祉サービスに流れるように声掛けをしている。

委員 ・たまに親から無職だけれどどうしたら良いか等、聞かれることがある。

委員 ・いきなり就職したいという方はあまり来ない。就職に向けて、どうにかしたい、今の現状を変えたいという方の相談が多いように思う。

副部会長 ・アイリスは相談支援事業所から繋がるケースが最近は多いように思う。

委員 ・相談支援が機能していれば、ここじゃないだろうというところに直接行くことはないと思う。

委員 ・ハローワークで求人票を見て来られる方も多い。後付けで計画相談に繋がる。その後、就職したいとなれば、計画相談の方と一緒に進めていく形になる。アイリスかジョブパークの2択で進めることが多い。

部会長 ・福祉サービスをある程度理解されている親や本人は手帳就労や就 A をしたいと思った時に、就職の相談と言えばハローワーク、福祉的などで市役所の窓口や相談支援事業所に繋がると思う。そこも思い浮かばないような人はそういう時に身近な存在である市役所等に行かれる

方もゼロではないように思う。相談支援事業所や市役所に来られた時に紹介できるところがわかるような形が良いのかなと思う。

委員 ・勉強会をして、共有をして、持っておく。行政だと窓口においてもらう等で持っておくと、目にしてもらう機会が増えると思う。市民課においてもらえると、わかりやすいかもしれない。

委員 ・常設で置けるものがあるのかわからないが、生活困窮や他部署でも連携できそうなどころには個別にお願いして置いてもらえと思う。

副部会長・そもそも「一般就労への促進に向けた勉強会」や小冊子を作ることになったのは、就労支援に携わっている方でも詳しく理解されていない方もおられるので、何か相談があった時に圏域の就労継続の A 型や B 型の職員、相談支援事業所の職員に一定の理解をしていただけたらという思いから始めたと思う。今回はその目的を達成できれば良いかと思う。

部会長 ・学習会なので部会員だけでなく、相談支援専門員や就 A、就 B の職員さんも対象にしたいと思っている。圏域内ではあるが、対象のところに声掛けをさせていただこうと思う。

副部会長・伝達の仕方はどうしたら良いだろうか。

部会長 ・乙訓障害者支援事業所連絡協議会（以下、「乙障協」とする。）には伝える。ただ、圏域の全ての就 A、就 B が乙障協に入っているわけではないので、個別に案内しないといけないところも出てくるかと思う。

・日時が確定次第、案内させていただこうと思う。時間は 1 時間半ぐらいで考えている。

副部会長・就労移行、職業センター、ハローワーク、ジョブパーク、アイリスに話をさせていただく。1 か所、10 分から 15 分以内でお願いしたいと思う。

部会長 ・この小冊子に従って話をさせていただく方向で調整をお願いしたい。

委員 ・小冊子の中で出てくる「障害者雇用納付金制度」だが、納付金と雇用率の制度とがセットになっているような形になると思う。納付金制度と書いてあるが雇用率未達成の事業所に対しては納付金を納めていただき、雇用率を達成している事業所については報奨金等の制度があるので、障害者雇用に関わる制度ということで言えば雇用率制度の方が耳慣れていてわかりやすいように思う。一定の割合以上の障がい者を雇わないといけないという制度がある。その上で、それに付随してたくさん雇っているところには報奨金で、逆に少ないところには納付金を納めていただくような制度になっているという説明の方が良いかと思う。

副部会長・小冊子の中身だが説明会で話していただく部分の表記等について、これで良いのか確認していただけるだろうか。問い合わせはハローワークに行くと思うので、連絡がいった場合に説明がつくような文面に直していただけるとありがたい。

委員 ・確認して、連絡させていただく。

委員 ・就労移行も考えてみる。

部会長 ・学習会までに意見をいただき、直したものを 11 月末までには部会員に配布させていただく。意見のある方は 11 月 10 日までに副部会長までお願いしたい。

## 2 今年度の庁内実習の進捗状況及び庁内実習の対象者について

委員 ・今年度の進捗状況だが大山崎町の申込みはなしで、まだ実施していない。

・長岡京市は 3 名受入予定で 1 名の申込みがあり、10 月 4 日、5 日、6 日に実施。

- ・向日市は1名受入予定で1名の申込みがあった。11月に実施予定。
- ・乙訓福祉施設事務組合は1名受入予定で1名の申込みがあり、8月28日、29日に実施。
- ・乙訓保健所は今のところ申込者なしで、実施していない。
- ・去年は申込みが多すぎて、急遽商工会にお願いをして受けていただいた。

委員 ・連絡があり時間と人が合えば、今でも受入はさせていただく。

部会長 ・去年はすごく多かったのが、今年度これだけ埋まらなかったのは何故なのか。一昨年がコロナで庁内実習が実施できず、受けられなかった人が去年に回ってきたから去年は多かったということはあると思う。

副部会長 ・この一年だけでは判断はできないので、あと一年様子を見ても良いのかなと思っている。

委員 ・原因の把握はきちんとしておく必要があると思う。対象事業所と支援者、対象者への周知がどれぐらいできていたのか知りたいと思っている。どのように周知したのか、圏域のニーズや状態が利用者不足でお知らせできないのか。今回、支援者が行けないので直接本人だけで行っても良いのかという問い合わせもあった。その辺りも知りたいと思う。

副部会長 ・今回はメールで案内させていただいた。メールを見落とししていたところが何件かあった。

増える確証はないが、メールを送る前に電話を入れた方が意識してもらいやすいかもしれない。

委員 ・例年ならもう少し学校から手があがっていたと思う。今、所属している生徒の実像がすごく出ている。外に実習に行けない子が増えている。校内実習というワンステップ、作業学習と外に出る学習の間にもうワンステップを踏んだほうが良いという意向がある。対人関係における経験が少なく、人と関わるうえで課題のある子が地域からあがってきている。そんな中で外の機関に行った時に、実習という形になるかという難しい状況の子が顕著に増えてきている。地域の学校の中で体験が重視されずに、学力の保証ばかりされてきて育ってきた子達が目立っている。今年度、手があげられないところがある。

部会長 ・色んな事情があったと思う。就Aや就Bの事業所からは実習に行くと、時間給で働いているので給料がなくなるという声を聞いている。実習があっても踏み出せないのであれば、そこをどうするのかを考えないといけない。埋まらなかったことの分析はしていきたいと思う。

委員 ・乙訓圏域には元々就労移行が少ない。ひとつしかないことも大きな原因だと思う。就労移行がないから京都市内に行かれる方も多いと思う。働ける方は圏域から出て行かれているように思う。

委員 ・インターネットで調べてなのか京都市内、高槻、大阪の就労移行支援事業所を利用したいという相談があがってくるケースが多い。計画相談員をつけるようお願いすると、圏域の相談員に繋がる方が多いが、京都市内や大阪の就労移行支援事業所が連携を取りやすい相談員が近隣にいたりすると、そこで繋がって圏域の情報が全く入らない方が出てきているのだと思う。

委員 ・子どもが学校卒業後、圏域外の就Bに通っていた。その間、庁内実習の情報は全く入ってこなかった。圏域外の就労移行や就労継続支援事業所に通所している人達に庁内実習の情報が行き渡っているか、とても心配である。せつかくの地域のこういう機会を大事に届けられるようにしてほしい。そのためにもアナウンスの方法や情報の行き渡り方等を検証し、今回の定員割れを総括していく必要があると思う。

委員 ・市民新聞はあるのだろうか。そこに載せられたら良いと思う。

委員 ・実習の日程が決まっていない段階でも、入稿の締め切りが厳しい場合、庁内実習を実施すると

いう告知だけでも良い。

委員 ・そこに載せてもらえると、隅々まで届いて良いと思う。

部会長 ・相談員として、就労移行や自立訓練に行っている人に庁内実習を案内することに対して訓練している事業所に遠慮が出てきてしまうところがある。お互い遠慮なく言えるように理解し合うことも大事だと思っている。

委員 ・遠慮することなく、あたり前のように毎年庁内実習を勧められるようになると良いと思う。  
・電話で案内を見ていただけたかどうか確認した方が良いだろうか。

部会長 ・乙障協はこちらで確認させていただく。

事務局 ・相談支援事業所連絡会の確認は例会でさせていただく。

委員 ・残りの乙障協に入っていないところの確認をさせていただく。

部会長 ・今年度、応募者が少なくてできなかったところには計画していただいたのに申し訳ない。

委員 ・庁内実習実施要領の中に対象者の要件が記載されている。今年、該当しない圏域外に住民登録があり、乙訓の事業所に通っている方から申込みがあった。受入枠があったので、個別に検討となった。そこで個別に検討は誰がするのか、何を基準に個別に検討をしたら良いのかを明確にしないといけない状態となった。受入機関の各市町、保健所に集まっただき検討をした。

・出てきた意見では「個別に検討というのは各受入機関で行うものではなく、部会で行うものではないか」、「受入機関ごとで取り扱いが違うことは良くないので、共通で持った方が良い」、「庁内実習を実施する目的はそもそもが市民の利益に対して、庁内実習で市役所を開くというところもあるが、福祉就労から一般就労へ繋げるところで行政や支援者も含め、圏域のスキルアップが必要ではないかという部分の狙いもある。」という意見が出ていた。

・今後への提案だが、実習申込受付の後に受入機関と事務局、調整役で実習者のニーズと受入機関の実習がマッチしているのかマッチングをする中で受入調整会議を設定し、定員を超えた時にどうやって選ぶのか、居住実態がない人が来た時にどうするのかも一緒にそこで検討したらどうかと考えている。

副部会長 ・メンバーは実習受入機関と調整役、部会長、副部会長、事務局となる。

委員 ・今回、居住実態のない方の受入は向日市に申込みがあったが、受けていただけることになった。

部会長 ・次年度より受入調整会議というワンクッションをおいた形で、受入機関もスムーズに受け入れられるように進めていきたいと思う。協力をお願いしたい。

### 3 乙訓障がい者就労支援ネットワーク「たけのこ」から

副部会長 ・11月10日にミニ企業交流会を就労支援部会後援という形で開催させていただく。

案内に関しては乙障協からと相談支援事業所連絡会からさせていただいている。

参加者だが昨年は定員より多くの方の申込みがあったが、今年は10月16日の時点で申込みが0人だった。昨年度、参加者があった事業所や就労が可能かと思われる事業所等に連絡をしたところ、知らなかったところや連絡を見落とししていたということで再度調整いただき、現在6名の申込みに加えて数名の申込みがあるかもしれない。

・今年度も登壇いただく企業3社、障がい者雇用に興味のある乙訓の企業にもグループワーク

に入っただき、昨年度までに登壇いただいた企業にももう一度障がい者と交流していただく機会を持っていただきたくお呼びしている。支援機関には後方からグループワークを見ていただければと思っている。向日が丘支援学校の卒業生で桂建材に就職された本人さんも参加していただけるということである。場所は乙訓保健所となる。よろしくお願ひしたい。

- 部会長
- ・参加いただける方がおられるなら、アイリスまで申込みいただけたらと思う。
  - ・庁内実習もこのミニ企業交流会も周知方法がメールだけだと不足なところがあるのかもしれない。併せて、検討したいと思う。

## その他

- 委員
- ・向日が丘支援学校の「2023 School Guide」を配っている。8月に旧済生会京都府病院の跡地に仮移転をしている。室内が全然違う学校になっている。上に6階建て、下に1階となっている。次の新しい校舎も上に長くなる予定である。機会があれば見学いただきたいと思う。

- 委員
- ・見学は申し込んだら行けるのだろうか。

- 委員
- ・大丈夫である。

- 部会長
- ・本日の議事はこれで終了となる。次回は学習会とその後に部会となる。1月12日か19日の午前中になる。始めに学習会を1時間半、その後就労支援部会で議題を話し合いたいと思っている。日時は決まれば事務局から連絡させていただく。よろしくお願ひしたい。

次回 1月12日（金）10時から 乙訓保健所 講堂